

令和6年度 東久留米市 指定管理者モニタリングシート（令和5年度実績）

1 対象施設の概要					
施設名称	東久留米市立さいわい福祉センター			所管部署	福祉保健部障害福祉課
所在地	東京都東久留米市幸町 3－9－2 8			開設年度	平成 8 年
				指定管理者制度の導入年度	平成 1 8 年度
施設の設置目的	在宅の身体障害者及び知的障害者の社会参加と自立を助長し、障害者と一般市民との交流を深め、地域社会の福祉の増進を図る。				

2 指定管理者の概要					
指定管理者名	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会			指定期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
指定管理者所在地	東京都新宿区原町三丁目 8 番地			初回指定年度	平成 1 8 年度
				利用料金制の有無	無
他自治体での業務実績	豊島区障害者支援施設 板橋区障害福祉サービス事業所				
指定管理業務の概要	生活介護、就労移行支援、地域活動支援センター、機能回復訓練、入浴サービス、ショートステイ、日中一時支援、居宅介護、同行援護、移動支援、相談支援、計画相談支援、就労支援、講座・講習会、グループ育成、施設貸出事業				

3 指定管理事業の実績・収支等									
延べ利用人数		使用料収入		指定管理料		事業全体収支			
						収入額		支出額	
令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
7,272 人	6,238 人	1,742 千円	1,504 千円	219,837 千円	225,947 千円	219,837 千円	225,947 千円	219,837 千円	225,947 千円
前年度比率	85.8%	前年度比率	86.3%	前年度比率	102.8%	前年度比率	102.8%	前年度比率	102.8%

※百円以下の金額は切り捨て

4 モニタリング事項		
項目	確認事項	チェック欄
公平な使用の確保	＜公平性の確保＞使用許可は適切に行われたか、不適切な利用制限はなかったか	✓
市民サービスの向上	＜事業等運営＞新たなサービスの提供等、具体的なサービスの向上を図っているか	✓
	＜施設維持管理＞設備機能維持のための保守点検、清掃業務・光熱水費・備品管理等に遺漏はないか	✓
	＜情報管理＞個人情報保護及び情報公開について十分配慮し、必要な措置を講じているか	✓
	＜危機管理＞事故・災害等に対する綿密な危機管理体制が整っているか	✓
	＜市民協働＞地域住民と協働した取組みがなされているか	✓
	＜ノーマライゼーション＞障害者や高齢者等に配慮した運営をしているか	✓
	＜モニタリング＞利用者の満足度を図る仕組みや事後評価がなされているか	✓
		✓
経費の節減など効率的な運営	＜収支の改善等＞利用者の増、経費の削減などの収支状況改善に向けた取り組みをしつつも、利用者にとって適正な運営をしているか	✓
	＜経費の妥当性＞管理運営経費は、収支計画に基づき、適正に執行されているか	✓
	＜再委託業務＞再委託されている業務の範囲は適切か	✓
	＜環境対策＞市の環境施策を理解し、省エネ省資源等、地球環境に配慮した管理運営がなされているか	✓
安定的な施設サービスの継続的な提供	＜サービスの信頼度＞施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全、安定的な施設管理ができているか	✓
	＜職員の専門性、配置体制＞職員の指導育成などが適正にされており、施設の管理及び事業の運営を行うにあたって十分な能力を有し、事業内容に適した職員が配置されているか	✓
	＜労働条件＞労働関係法令を遵守した勤務体制が確保されているか	✓
	＜経営基盤＞指定管理者（母団体）は、公共サービス事業提供者にふさわしい理念・方針のもと、経営が安定しており、施設を継続的・安定的に管理できる能力を有しているか	✓
施設の特性によるサービス提供 ※事業計画書等を参考に設定した各施設ごとの確認事項	＜障害者の社会参加促進のための取組＞在宅の身体障害者及び知的障害者の社会参加と自立の助長に向け支援がなされているか	✓
	＜地域福祉の拠点＞地域福祉の拠点として必要なサービスを提供し、障害者が安心して地域で生活できるよう支援がなされているか	✓
	＜地域との交流・相互理解の促進＞障害者と一般市民との交流や相互理解を深め、障害のある人もない人も共に住みやすい地域づくりに貢献し、地域社会の福祉の増進に努めているか	✓
	＜関係機関との連携強化＞関係機関との連携を図り、地域ニーズを探り、新たな地域貢献に努めているか	✓

5 総評（現状と課題等を踏まえた施設所管部署による評価）
・管理運営経費は適切に管理され、年度中に使用されなかった指定管理料は市に返還されている。 ・指定管理者は多くの施設運営を行っている実績があり、施設の維持管理、人材育成、専門職研修等の管理運営に生かされている。 ・障害者差別解消法の施行に伴い、施設環境の整備や利用者対応について必要な改善等に取り組んできた点は評価できる。 ・東久留米市地域自立支援協議会では、事務局を担っており、地域の課題を市と共有することに積極的である。 ・法改正に伴う市内民間事業所のサービス提供状況の変化を適切に把握し、事業の整理を行う必要がある。 ・施設建設後20年が経過し建物の老朽化が進んでいるため、不具合のある個所を適切に把握し、計画的に修繕していく必要がある。

6 次年度以降に向けた方向性
・市民への周知やサービスを利用していない方への働きかけ等によって新たに発生する課題やニーズについても、確実に対応できる体制づくりが望まれる。 ・市と共に事業の整理を行い、より多くの市民にサービスを提供できるよう創意工夫していくことが望ましい。 ・地域福祉の中心的な役割を担う施設として、より一層求心力を発揮し、さらに地域福祉の向上に貢献していくことが望まれる。 ・令和元年11月から開始している他の事業者の青年・成人期の余暇活動支援事業への優先施設貸し出しについては、今後も継続していくことが望まれる。